

議案第 8 8 号

和光市議会会議規則の一部を改正する規則を定めることについて

和光市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

和光市議会会議規則の一部を改正する規則

第 1 条 和光市議会会議規則（昭和 4 6 年議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(議席) 第 4 条 (略) 2 (略) 3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に<u>諮</u>って議席を変更することができる。 4 (略) (会期中の閉会) 第 7 条 会議に付された事件を<u>全</u>て議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。 (会議時間) 第 9 条 (略) 2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員 3 人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に<u>諮</u>って決める。 3 (略) (休会) 第 1 0 条 (略) 2・3 (略) 4 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 1 1 4 条第 1 項の規定による請求が<u>あつた</u>場合のほか、議会の議決が<u>あつた</u>ときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。 (定足数に関する措置) 第 1 2 条 (略) 2 (略) 3 会議中定足数を欠くに<u>至</u>つたときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。 (出席催告) 第 1 3 条 法第 1 1 3 条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所（別	(議席) 第 4 条 (略) 2 (略) 3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に<u>はかつて</u>議席を変更することができる。 4 (略) (会期中の閉会) 第 7 条 会議に付された事件を<u>す</u>べて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。 (会議時間) 第 9 条 (略) 2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員 3 人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に<u>はかつて</u>決める。 3 (略) (休会) 第 1 0 条 (略) 2・3 (略) 4 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 1 1 4 条第 1 項の規定による請求が<u>あつた</u>場合のほか、議会の議決が<u>あつた</u>ときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。 (定足数に関する措置) 第 1 2 条 (略) 2 (略) 3 会議中定足数を欠くに<u>至</u>つたときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。 (出席催告) 第 1 3 条 法第 1 1 3 条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所（別

に宿所又は連絡所の届出をした者については、当該届出の宿所又は連絡所)に、文書又は口頭をもって行う。

(議案の提出)

第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

(修正の動議)

第17条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の2の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(先決動議の表決の順序)

第18条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2 (略)

3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

(日程の作成及び配付)

第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配付する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配付に代えることができる。

(日程の順序変更及び追加)

第21条 議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(延会の場合の議事日程)

第23条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終わらなかったときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第24条 議事日程に記載した事件の議事が終わったときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき、又は議

に宿所又は連絡所の届け出をした者については、当該届け出の宿所又は連絡所)に、文書又は口頭をもって行なう。

(議案の提出)

第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(修正の動議)

第17条 修正の動議は、その案をそなえ、法第115条の2の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(先決動議の表決の順序)

第18条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2 (略)

(日程の作成及び配布)

第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布にかえることができる。

(日程の順序変更及び追加)

第21条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議にはかつて、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(延会の場合の議事日程)

第23条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終らなかったときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第24条 議事日程に記載した事件の議事が終わったときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終らない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員が

員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って延会することができる。

(選挙の宣告)

第25条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第26条 選挙を行う際議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(議場の出入口閉鎖)

第27条 投票による選挙を行うときは、議長は、第25条の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配付及び投票箱の点検)

第28条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配付させた後、配付漏れの有無を確かめなければならない。

2 (略)

(投票)

第29条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票を備付けの投票箱に投入する。

(投票の終了)

第30条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第31条 (略)

2 (略)

3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。

(一括議題)

第35条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議案等の朗読)

第36条 議長は、必要があると認めるときは、議題になつた事件を職員をして朗読させる。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第37条 会議に付する事件は、第141条に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 議会運営委員会、常任委員会及び特別委員会が提出する議案は、それぞれ当該委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認める場合で、議会の議決があつたときは、この限りでない。

3 前2項における提出者の説明及び第1項における委員会の付託は、討論を用いないで会議に諮って省略することができる。

(付託事件を議題とする時期)

第38条 委員会に付託した事件は、その審査又は

ら動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議にはかつて延会することができる。

(選挙の宣告)

第25条 議会において選挙を行なうときは、その旨を宣告する。

(不在議員)

第26条 選挙を行なう際議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(議場の出入口閉鎖)

第27条 投票による選挙を行なうときは、議長は、第25条(選挙の宣告)の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第28条 投票を行なうときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2 (略)

(投票)

第29条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票を備え付けの投票箱に投入する。

(投票の終了)

第30条 議長は、投票が終つたと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があつた後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第31条 (略)

2 (略)

3 投票の効力は、立会人の意見をきいて議長が決定する。

(一括議題)

第35条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(議案等の朗読)

第36条 議長は、必要があると認めるときは、議題になつた事件を職員をして朗読させる。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第37条 会議に付する事件は、第134条(請願の委員会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 提出者の説明又は委員会の付託は、討論を用いないで会議にはかつて省略することができる。

(付託事件を議題とする時期)

第38条 委員会に付託した事件は、その審査又は

調査の終了を待つて議題とする。

(委員長の報告及び少数意見者の報告)

第39条 委員会が審査し、又は調査した事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、次いで少数意見者が少数意見の報告をする。

2 (略)

3 第1項の報告は、討論を用いないで会議に諮って省略することができる。

4 (略)

(修正案の説明)

第40条 委員長の報告及び少数意見者の報告が終わったとき、又は委員会への付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。

(討論及び表決)

第42条 議長は、前条の質疑が終わったときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(委員会の審査又は調査期限)

第44条 (略)

2 委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

3 前2項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、第38条の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

(議事の継続)

第47条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

(指定者以外の者の退場)

第48条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

(発言の許可等)

第50条 発言は、全て議長の許可を得た後、演壇又は質問席においてしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 (略)

(発言の通告及び順序)

第51条 (略)

2・3 (略)

4 発言の通告をした者が欠席したとき、又は発言の順位に当たっても発言しないとき、若しくは議場に現在しないときは、その通告は効力を失う。

(発言の通告をしない者の発言)

第52条 発言の通告をしない者は、通告した者が全て発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。

2・3 (略)

(議長の発言討論)

第54条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席

調査の終了をまつて議題とする。

(委員長の報告及び少数意見者の報告)

第39条 委員会が審査又は調査した事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、ついで少数意見者が少数意見の報告をする。

2 (略)

3 第1項の報告は、討論を用いないで会議にはかつて省略することができる。

4 (略)

(修正案の説明)

第40条 委員長の報告及び少数意見者の報告が終わったとき又は委員会への付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。

(討論及び表決)

第42条 議長は、前条の質疑が終つたときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(委員会の審査又は調査期限)

第44条 (略)

2 ただし、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

3 前2項の期限までに審査又は調査を終らなかつたときは、その事件は、第38条(付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

(議事の継続)

第47条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となつたときは、前の議事を継続する。

(指定者以外の者の退場)

第48条 秘密会を開く議決があったときは議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

(発言の許可等)

第50条 発言は、すべて議長の許可を得た後、演壇又は質問席においてなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 (略)

(発言の通告及び順序)

第51条 (略)

2・3 (略)

4 発言の通告をした者が欠席したとき、又は発言の順位に当たつても発言しないとき、若しくは議場に現在しないときは、その通告は効力を失う。

(発言の通告をしない者の発言)

第52条 発言の通告をしない者は、通告した者がすべて発言を終つた後でなければ発言を求めることができない。

2・3 (略)

(議長の発言討論)

第54条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言が終つた後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは、議長席に復すること

に復することができない。

(発言内容の制限)

第55条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

2 (略)

3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べる
ことができない。

(発言時間の制限)

第57条 (略)

2 議長の定めた時間の制限につき、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(発言の継続)

第59条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第60条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 (略)

3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(緊急質問等)

第63条 (略)

2 前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議に諮らなければならない。

3 (略)

(準用規定)

第64条 質問については、第56条及び第60条の規定を準用する。

(発言の取消し又は訂正)

第65条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(答弁書の配付)

第66条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配付する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配付に代えることができる。

(表決問題の宣告)

第67条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(起立による表決)

第70条 議長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対し出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

ができない。

(発言内容の制限)

第55条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲をこえてはならない。

2 (略)

3 議員は、質疑に当つては、自己の意見を述べる
ことができない。

(発言時間の制限)

第57条 (略)

2 議長の定めた時間の制限につき、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(発言の継続)

第59条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第60条 質疑又は討論が終つたときは、議長は、その終結を宣告する。

2 (略)

3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(緊急質問等)

第63条 (略)

2 前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議にはからなければならない。

3 (略)

(準用規定)

第64条 質問については、第56条(質疑の回数)及び第60条(質疑又は討論の終結)の規定を準用する。

(発言の取消し又は訂正)

第65条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(答弁書の配布)

第66条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写を議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布にかえることができる。

(表決問題の宣告)

第67条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(起立による表決)

第70条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対し出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第71条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員3人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 (略)

(記名投票)

第72条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(無記名投票)

第73条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2 (略)

(選挙規定の準用)

第74条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条から第31条まで、第32条第1項及び第33条の規定を準用する。

(簡易表決)

第76条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第77条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

第8章 公聴会及び参考人

(公聴会開催の手続)

第78条 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第79条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人に

第71条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員3人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 (略)

(記名投票)

第72条 記名投票を行なう場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(無記名投票)

第73条 無記名投票を行なう場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2 (略)

(選挙規定の準用)

第74条 記名投票又は無記名投票を行なう場合には、第27条(議場の出入口閉鎖)、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)、第32条(選挙結果の報告)第1項及び第33条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(簡易表決)

第76条 議長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第77条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

その旨を通知する。

- 2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第81条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

- 2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

- 3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第82条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

- 2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第83条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第84条 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

- 2 参考人については、前3条の規定を準用する。

第9章 (略)

(会議録の記載事項)

第85条 (略)

- 2 議事は、録音により記録する。ただし、やむを得ない場合は、他の方法によって記録することができる。

第86条 (略)

(会議録に掲載しない事項)

第87条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第65条の規定により取り消した発言は、掲載しない。

第88条・第89条 (略)

第10章 (略)

第90条～第93条 (略)

(定足数に関する措置)

第94条 (略)

- 2 (略)

- 3 会議中定足数を欠くに至ったときは、委員長は、休憩又は散会を宣告する。

第95条 (略)

(一括議題)

第96条 委員長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

第8章 (略)

(会議録の記載事項)

第78条 (略)

- 2 議事は、録音により記録する。ただし、やむを得ない場合は、他の方法によって記録することができる。

第79条 (略)

(会議録に掲載しない事項)

第80条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第65条(発言の取消し又は訂正)の規定により取消した発言は、掲載しない。

第81条・第82条 (略)

第9章 (略)

第83条～第86条 (略)

(定足数に関する措置)

第87条 (略)

- 2 (略)

- 3 会議中定足数を欠くに至ったときは、委員長は、休憩又は散会を宣告する。

第88条 (略)

(一括議題)

第89条 委員長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(議案等の朗読)

第97条 委員長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

(審査順序)

第98条 委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によって行うを例とする。

(先決動議の表決順序)

第99条 他の事件に先立って表決を付さなければならぬ動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いずに会議に諮って決める。

(動議の撤回)

第101条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する。

第101条～第104条 (略)

(所管事務等の調査)

第105条 (略)

2 議会運営委員会が法第109条第3項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。

第106条 (略)

(議事の継続)

第107条 会議が中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

第108条・第109条 (略)

(委員会報告書)

第110条 委員会は、事件の審査又は調査を終わったときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

第111条 (略)

(指定者以外の者の退場)

第112条 秘密会を開く議決があつたときは、委員長は、傍聴人及び委員長の指定する者以外の者を会議室の外に退去させなければならない。

第113条 (略)

(発言の許可)

第114条 委員は、全て委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(委員の発言)

第115条 委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。

(発言内容の制限)

第116条 発言は全て、簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

2 (略)

(委員外議員の発言)

第117条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

(議案等の朗読)

第90条 委員長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

(審査順序)

第91条 委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によつて行なうを例とする。

(先決動議の表決順序)

第92条 他の事件に先立って表決を付さなければならぬ動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いずに会議にはかつて決める。

(動議の撤回)

第93条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する。

第94条～第97条 (略)

(所管事務等の調査)

第98条 (略)

2 議会運営委員会が法第109条の2第4項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。

第99条 (略)

(議事の継続)

第100条 会議が中止又は、休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

第101条・第102条 (略)

(委員会報告書)

第103条 委員会は、事件の審査又は調査を終わったときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

第104条 (略)

(指定者以外の者の退場)

第105条 秘密会を開く議決があつたときは、委員長は、傍聴人及び委員長の指定する者以外の者を会議室の外に退去させなければならない。

第106条 (略)

(発言の許可)

第107条 委員は、すべて委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(委員の発言)

第108条 委員は、議題について自由に質疑し及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。

(発言内容の制限)

第109条 発言はすべて、簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲をこえてはならない。

2 (略)

(委員外議員の発言)

第110条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決める。

(委員長の発言)

第118条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。

(発言時間の制限)

第119条 (略)

2 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

第120条 (略)

(発言の継続)

第121条 会議の中止又は休憩のため発言が終わらなかった委員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第122条 質疑又は討論が終わったときは、委員長は、その終結を宣告する。

2 (略)

3 質疑又は討論終結の動議については、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

第123条～第125条 (略)

(互選の方法)

第126条 委員長及び副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票で行う。

2・3 (略)

4 第1項の投票を行う場合には、委員長の職務を行っている者も、投票することができる。

5 (略)

6 指名推薦の方法を用いる場合においては、被指名人をもつて、当選人と定めるべきかどうかを委員会に諮り委員の全員の同意があった者をもつて、当選人とする。

第127条 (略)

(表決問題の宣告)

第128条 委員長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

第129条・第130条 (略)

(起立による表決)

第131条 委員長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第132条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 (略)

(記名投票)

第133条 記名投票を行う場合には、問題を可と

2 委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決める。

(委員長の発言)

第111条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは、委員長席に復することができない。

(発言時間の制限)

第112条 (略)

2 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

第113条 (略)

(発言の継続)

第114条 会議の中止又は休憩のため発言が終わらなかった委員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第115条 質疑又は討論が終わったときは、委員長は、その終結を宣告する。

2 (略)

3 質疑又は討論終結の動議については、委員長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

第116条～第118条 (略)

(互選の方法)

第119条 委員長及び副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票で行なう。

2・3 (略)

4 第1項の投票を行なう場合には、委員長の職務を行なっている者も、投票することができる。

5 (略)

6 指名推薦の方法を用いる場合においては、被指名人をもつて、当選人と定めるべきかどうかを委員会にはかり委員の全員の同意があった者をもつて、当選人とする。

第120条 (略)

(表決問題の宣告)

第121条 委員長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

第122条・第123条 (略)

(起立による表決)

第124条 委員長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第125条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 (略)

(記名投票)

第126条 記名投票を行なう場合には、問題を可

する者は所定の白票を、問題を否とする者は、所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(無記名投票)

第134条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2 (略)

(選挙規定の準用)

第135条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第28条から第31条まで及び第32条第1項の規定を準用する。

第136条 (略)

(簡易表決)

第137条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第138条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

2 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

第11章 (略)

(請願書の記載事項等)

第139条 (略)

2・3 (略)

4 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

(請願文書表の作成及び配付)

第140条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配付する。

2・3 (略)

(請願の委員会付託)

第141条 議長は、請願文書表の配付とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。

2・3 (略)

(紹介議員の委員会出席)

第142条 (略)

2 紹介議員は、前項の要求があつたときは、これに応じなければならない。

第143条～第145条 (略)

第12章 (略)

とする者は所定の白票を、問題を否とする者は、所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(無記名投票)

第127条 無記名投票を行なう場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2 (略)

(選挙規定の準用)

第128条 記名投票、又は無記名投票を行なう場合には、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)及び第32条(選挙結果の報告)第1項の規定を準用する。

第129条 (略)

(簡易表決)

第130条 委員長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第131条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

第10章 (略)

(請願書の記載事項等)

第132条 (略)

2・3 (略)

4 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

(請願文書表の作成及び配布)

第133条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

2・3 (略)

(請願の委員会付託)

第134条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。

2・3 (略)

(紹介議員の委員会出席)

第135条 (略)

2 紹介議員は、前項の要求があつたときは、これに応じなければならない。

第136条～第138条 (略)

第11章 (略)

(議長及び副議長の辞職)

第146条 (略)

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議に諮ってその許可を決定する。

3 (略)

第147条・第148条 (略)

(資格決定の審査)

第149条 前条の要求については、議会は、第37条第2項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。

第150条 (略)

第13章 (略)

第151条 (略)

(携帯品)

第152条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、襟巻、つえ、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長又は委員長の許可を得たときは、この限りでない。

第153条～第158条 (略)

(議長の秩序保持権)

第159条 全て規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

第14章 (略)

(懲罰動議の提出)

第160条 懲罰の動議は、文書をもって所定数の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があつた日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第49条第2項又は第113条第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

第161条 懲罰については、議会は、第37条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することができない。

(戒告又は陳謝の方法)

第162条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によつて行ふものとする。

(出席停止の期間)

第163条 出席停止は、7日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

第164条・第165条 (略)

第15章 (略)

第166条 (略)

第16章 (略)

(議長及び副議長の辞職)

第139条 (略)

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議にはかつてその許可を決定する。

3 (略)

第140条・第141条 (略)

(資格決定の審査)

第142条 前条の要求については、議会は、第37条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第2項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。

第143条 (略)

第12章 (略)

第144条 (略)

(携帯品)

第145条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長又は委員長の許可を得たときは、この限りでない。

第146条～第151条 (略)

(議長の秩序保持権)

第152条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。

第13章 (略)

(懲罰動議の提出)

第153条 懲罰の動議は、文書をもって所定数の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があつた日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第49条(秘密の保持)第2項又は第106条(秘密の保持)第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

第154条 懲罰については、議会は、第37条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第2項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することができない。

(戒告又は陳謝の方法)

第155条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によつて行なうものとする。

(出席停止の期間)

第156条 出席停止は、7日をこえることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

第157条・第158条 (略)

第14章 (略)

第159条 (略)

第15章 (略)

(議員の派遣) 第167条(略) 2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。 第17章(略) (会議規則の疑義に対する措置) 第168条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議に諮って決定する。 別表(第166条関係) (略)	(議員の派遣) 第160条(略) 2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。 第16章(略) (会議規則の疑義に対する措置) 第161条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議にはかつて決定する。 別表(第159条関係) (略)
---	--

第2条 和光市議会会議規則の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(修正の動議) 第17条 修正の動議は、その案を備え、<u>法第115条の3</u>の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。	(修正の動議) 第17条 修正の動議は、その案を備え、<u>法第115条の2</u>の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書の規定による政令で定める日から施行する。

平成24年12月18日提出

和光市議会議長 菅原 満 様

提出者 和光市議会議員

賛成者 和光市議会議員

斎藤 克己

須貝 郁子

栗原 次男

吉田 けさみ

阿部 かさる

若木 修二

金 井 伸夫

提 案 理 由

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関連規定等を整備したいので、地方自治法第120条及び和光市議会会議規則第14条の規定により、この案を提出するものである。